

令和元年 第19回

教育委員会臨時会会議録

令和元年9月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2529号  
令和元年第19回臨時会

日 時 令和元年9月24日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 「出席者」 | 教 育 長    | 青 木 康 平 |
|       | 教育長職務代理者 | 田 谷 克 裕 |
|       | 委 員      | 山 内 慶 太 |
|       | 委 員      | 薩 田 知 子 |
|       | 委 員      | 中 村 博   |

|                  |              |         |
|------------------|--------------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 教育推進部長       | 新 宮 弘 章 |
|                  | 学校教育部長       | 堀 二三雄   |
|                  | 教育長室長        | 村 山 正 一 |
|                  | 教育企画担当課長     | 加 藤 豊   |
|                  | 生涯学習スポーツ振興課長 | 木 下 典 子 |
|                  | 図書文化財課長      | 佐々木 貴 浩 |
|                  | 学 務 課 長      | 山 本 隆 司 |
|                  | 学校施設担当課長     | 伊 藤 太 一 |
|                  | 教育指導課長       | 松 田 芳 明 |

|       |        |         |
|-------|--------|---------|
| 「書 記」 | 教育総務係長 | 佐 京 良 江 |
|       | 教育総務係  | 兵 藤 淳   |

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について
- 2 港区スポーツセンターの利用料金及び学校屋内プールの使用料の免除について
- 3 港区立郷土歴史館の観覧料の免除について
- 4 令和元年度港区指定文化財の指定について
- 5 港区立幼稚園教育職員の人事について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区幼児教育振興アクションプログラムの策定に向けたアンケート調査の実施について
- 2 港区スポーツセンタープールの休止について

- 3 港区生涯学習推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
- 4 港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
- 5 港区社会体育優良団体表彰について
- 6 港区立図書館サービス推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
- 7 港区学校教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
- 8 後援名義等の8月使用承認について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の8月の各事業別利用状況について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 12 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 13 図書館の8月分利用実績について
- 14 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 15 10月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第19回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

まず本日の運営についてお諮りします。日程第1、審議事項第5「港区立幼稚園教育職員の人事について」は人事に関する案件のため非公開での会議とし、日程を変更して最初に審議を行い、その後、日程を戻して審議事項第1から順に審議を行い、審議事項第2「港区スポーツセンターの利用料金及び学校屋内プールの使用料の免除について」、審議事項第3「港区立郷土歴史館の観覧料の免除について」、この2件につきましては関連する案件のため、一括して説明を行い、個別に採決をしたいと思います。

また、日程第2、教育長報告事項第1「港区幼児教育振興アクションプログラムの策定に向けたアンケート調査の実施について」、教育長報告事項第3「港区生涯学習推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」、教育長報告事項第4「港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」、教育長報告事項第6「港区立図書館サービス推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」、並びに教育長報告事項第7「港区学校教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」、この5件につきましては関連する案件のため、順番を変更し、教育長報告事項の最初に説明を行い、個別に質問を受けたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、審議事項第5については、審議順を変更して初めに審議し、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開とし、審議事項第2、第3を一括して説明を行い、個別に採決を行います。

また、教育長報告事項第1、第3、第4、第6、第7については順番を変更して最初に報告を行い、個別にご質問を受けることといたします。

## 日程第1 審議事項

### 5 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長 それでは、これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

### 1 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

○教育長 次に議案第65号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をお願いします

す。

○**教育長室長** それでは議案第65号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」ご説明させていただきます。

資料2枚目の方をご覧ください。こちらにつきましては、令和元年7月23日の当教育委員会で協議をしていただきまして、その後7月31日に区の債権管理委員会の方に付議し、次の2件について債権の放棄について了承をされましたので、今回こちらの方で審議をいただき、今後速やかにご了承いただいた場合には、不能欠損処理の方に移らせていただきたいと思います。

案件としましては、真ん中の表に記載があります2件、貸付額1番については398,000円のうち未返還額が98,000円。2番、貸付総額が610,000円のうち未返還額が582,000円で、合計で未返還額680,000円について、債権放棄をするものでございます。

よろしくお願いたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いします。

○**中村委員** 結果に異議はないのですけれども、例えばこの二つの案件、未返還額が98,000円という案件と、582,000円という案件ですけれども、結局時効で債権が回収できなくなったということなのですから、時効に至るまでの間の対応ですよね、区側の。その区側の対応としてはどのような行為を具体的になさっていたのか、そこら辺を教えてください。

○**教育長室長** まず償還が始まる前に、償還計画というものを出示していただきまして、月々にいくらぐらいで、何回で返済するかというのを出示していただきます。その段階で出示していただけない方も中にはいますので、その方については必ず出すようにやって防止をしていますが、出示していただいた方は、その計画に基づいてきちんと返還をされているか管理を行っておりますけれども、返還が滞った場合については、まず催告状を送り、それでも滞っている場合については、さらに催促状などを本人、それから連帯保証人に対して送っていきます。

それで返還していただければいいのですけれども、それでもなかなか返していただけない方の場合には、その催促状を繰り返すとともに、連絡がつく方には電話連絡等で催促を促しておりますが、途中で転居などで住所が、催告書などが届かなくなった場合については、できるだけ住民票等で転居後のところに持って行って、判明すれば催促状などで債権に関する返還を促しております。

今回のように、もうかなり返還が滞ってしまって、回収の見込みがなくなっているような場合については、できるだけ相手方の所在地を確定するために、委託も含めてですけれども、戸籍等を取り寄せて、その住所をできるだけ確定をして、また委託事業者にはその住所が判明した場合には、見に行ってもらって、実際に住んでいるかどうか、そういった確認をしながら債権の確定を行って、今、回収には努めているところです。

○**中村委員** 回収に関しては委託事業者をお願いしているということなのですか。区が直接は回収作業にはタッチしていないということですか。

○**教育長室長** 区の方でも催告書の送付ですとか、電話連絡とか行っていますけれども、かなり古くなってきてしまってなかなかそれだけでは対応できないので、例えば弁護士事務所などに委託を

して、そこから通知を出してもらおうと、弁護士事務所ということで通知が行くので、反応が出てくるケースもありますので、区でなかなか債権困難なケースについては委託業者の方に委託をして…

○中村委員 委託業者というのは弁護士ですね。

○教育長室長 毎年、競争入札でやっていますので……。

今現在は弁護士事務所の方に委託ができていますが、昨年度は債権回収を専門に行っている事業者ということで、弁護士事務所ではないところです。とったのは、入札で契約がございました。

○中村委員 私が確認したかったのは、要するに、できることまでちゃんとやっているのかというのをちょっと確認したかったの。この98,000円ですと、ちょっと費用対効果から考えると確かにと思うのですけれども、580,000円ぐらいになりますと、やはりある程度費用をかけてやるべきだと思うし。今は少額訴訟制度など、そういう制度も利用してやっていくとか、やはりやるべきことをしっかりやった上でやっていらっしゃるのかなと思って、確認した次第です。今、地方自治体のこういう少額案件の債権回収を専門にやっている弁護士もいるぐらいですので、弁護士に委託をして回収をするという方法も十分あると思いますし、そこら辺は色々回収する方法もあると思うので、金額が低いからといって安易に諦めるというのはいかがなものかなと思ったので、ちょっと確認させてもらいました。

○教育長室長 おっしゃられるとおり、やはり古くなる前に、債権よりは滞り出したところのタイミングでしっかり対応する方が効果が高いと思っていますので、区の契約管財課とも相談をしているのですけれども、やはり訴訟手続きの方も、返済能力があるのに返済いただけない方の場合については、今後そこまで踏み込んでいくということで、今相談をしているところです。

○中村委員 はい、了解しました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第65号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第65号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 港区スポーツセンターの利用料金及び学校屋内プールの使用料の免除について

### 3 港区立郷土歴史館の観覧料の免除について

○教育長 次に議案第66号「港区スポーツセンターの利用料金及び学校屋内プールの使用料の免除について」並びに議案第67号「港区立郷土歴史館の観覧料の免除について」以上2件の説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは教育委員会議案資料ナンバー2をご覧ください。タブレット番号は2分の2をお願いいたします。令和元年10月22日の即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業と

して、港区スポーツセンターの利用料金及び学校屋内プールの使用料を免除することについてお諮りいたします。本年2月24日の天皇陛下退位30周年記念式典当日も同様の待遇をいたしました。今回もこれに倣うものいたします。

項番1「根拠規定」です。根拠規定は記載のとおりで、港区スポーツセンター条例第10条は、指定管理者は委員会規則で定めるところより、利用料金を減額し、または免除することができるというものです。港区スポーツセンター条例施行規則第7条は、個人利用者に対し各号で定めるところより減額、または免除することができるとするものです。

(2) 学校屋内プールです。こちらも学校屋内プールの使用に関する規則についての個人利用者についても減免を規定しております。第5号は、その他委員会が特に必要と認めたものを減額または免除するものになります。

(2) についてなのですが、記載の学校が学校屋内プール開放をしているところなのですが、10月22日当日につきましては御成門中学校以外は開放日ではないため、今回該当するのは御成門中学校のみとなります。

項番2「利用料金及び使用料を免除する日」は10月22日です。

対象となるのが個人で利用する港区在住の方となります。「告示日」は9月27日。「利用者への周知方法」は記載のとおりとなります。

なお、こちらの資料にはないのですが、免除することに伴う予算措置について補足説明をさせていただきます。スポーツセンターは利用料金制のために、無料としたことによって指定管理者にとっては収入減となります。これを区は指定管理者と協議し、補填する必要があるとございます。現在の見込みでは補填額は約50万円と見込んでおりますが、今回は2月24日と違いまして周知を早めに行っているために、当日の個人利用者が想定よりも多くなる可能性がございます。これについては予算措置が今後必要な対応となることをご報告いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の程、ご決定いただきますようお願いいたします。

**○図書文化財課長** それでは、引き続きまして資料ナンバー3を用いましてご説明をさせていただきます。「港区立郷土歴史館の観覧料の免除について」でございます。

「審議内容」につきましては、説明がありましたとおり即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業の一環として、文化庁の方から通知文が参りまして、それにのっとりまして、常設展示室、特別展示室の観覧料を免除したいというふうに考えてございます。

「根拠規定」につきましては記載のとおりですが、「観覧料を免除する日」は10月22日。「対象者」は観覧する全ての方になってございます。「告示日」は9月27日を考えてございませぬ。「周知方法」は記載のとおりです。

なお、先程の利用料金制度とは違いまして、今、歴史館の方は利用料金制度をとっておりませんので、その日の収入が入ってこないというような形で処理がされていくもので、そこはちょっと違いがあるという状況でございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これ、周知方法を比べると、何か微妙に違うのだけれども、日にち、それから内容、これはどういことですか。それぞれ答えてもらいたい。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツセンター及び学校屋内プールの使用料免除についての告示日は9月27日ということにしているので、それに合わせて(2)から(6)は掲載することになっております。

○教育長 いや、区内掲示板が歴史館はあるのだけれども、スポーツセンターはないという。

○生涯学習スポーツ振興課長 掲示につきましては、指定管理者の方にお渡しして、順次掲示するようにいたします。

○教育長 区内掲示板もですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 区内掲示板もです。みなとパーク芝浦とかですね。

○教育長 区内掲示板とは、区内にある全部の掲示板ではないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 済みません、区の掲示板は行わないです。

○教育長 何ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 では、区内掲示板にもできるように準備しておきます。

○教育長 では、図書文化財課長。

○図書文化財課長 基本は「広報みなと」と全て同じにしていますけれども、(4)のところのポスターの掲示とか、窓口でのチラシ配布というのは、指定管理者の方で新たに入札を今しておまして、その開館の時間がこの10月1日からということで、今日ご審議いただいて、それから準備ということになりますので、基本的にはそのくらいかかるということで聞いております。ただ、日程がちょっとずれ込みます。

区内への掲示板へのポスター掲示につきましては、事業者が区内に張りに行くということで、少し前から張り始めるのですけれども、10月3日までに全て張り終えるということで調整は終わっておりますので、記載の仕方としては10月3日から掲示ということにさせていただきました。

以上です。

○教育長 ポスターは、そうすると、このためのポスターをつくる訳ですか。

○図書文化財課長 はい。無料ですよ、来てくださいと。

○教育長 そんなの要らないのではないの。つくって教示すれば。だってスポーツセンターとか学校屋内プール、これはポスターを別途つくらないのでしょうか。だからできるのでしょうか。この期間は、こういうことで免除します。そこまで必要なの、ポスターつくるので。

○図書文化財課長 これまでも2月24日であったり、ポスターをかなりつくって周知することによって、人数が結構来ていただいているというのがあります。例えば2月11日であれば865人、2月24日であれば607人、5月5日では559人ということで、チラシをつくと結構、実は来ていただいているということがあるので、内容について「無料ですよ」ということを分かりやすく目にとまるようにしていきたいなというふうに考えております。



○教育長 あえてそれ以上言わないですけれども、費用対効果を考えて、このポスターをつくったからそれだけ増えて、手づくりのポスターというかお知らせでは来ないという検証もされていないでしょう。

○図書文化財課長 基本、手づくりのポスターです。

○教育長 それだったら、すぐつくれるではないですか。だってスポーツセンターはできているのだから。

○図書文化財課長 なるべく早めに印刷します。

○教育長 そういう日にちの問題と、さっき課長が言ったように、なるべくこの日、こういうことで慶祝事業としてやるので、観覧してくださいという趣旨であれば、早い程いい訳でしょう。大して日にちは変わらないのだけれども、そういう趣旨でやってもらいたい。

それから「みなとコール」は入っていないのだけれども。

○図書文化財課長 「みなとコール」はちょっと確認をさせていただきます。問い合わせがあったら説明ができる、ご案内ができるように対応いたします。

○教育長 教育委員会として慶祝事業をします。それから郷土歴史館であり、あるいは学校のプールである訳だから、こういう場合は同じように調整しながら同じ広報をしてほしいのです。今までこうだったからだけではなくて。では、お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 区民にとってみると、管轄が生涯学習スポーツ振興課であっても図書文化財課であっても、それは区民には関係のないことなので、せっかく区内掲示板などに届けるポスターに掲示するのであれば一緒につくって同じ1枚の紙に両方の情報を載せて張って回るのが一番分かりやすく、張りに行く手間も半分に減る訳ですから、何かそういうところは一緒につくって両方に同じものを張るようにしてもいいのではないかと思いますけれども。

○図書文化財課長 しっかり統一的なものをつくるとして、今のものに入れられれば少し我々のところに「無料ですよ」とか「プール無料ですよ」ということが、お互いが少しずつ周知し合えるような形で調整ができれば調整をかけていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっとこれ参考に教えてもらいたいのだけれども、直接この使用料免除に関係することではないので、スポーツセンターと学校屋内プールの使用料免除のところ、プラスでここに説明した、利用料金制度をとっているの約50万円というところだけれども、前回と違って実際に周知が早いので、人数が増えたということなのですから、その指定管理者との協定書の中で、こういった取り扱いについて、実際にその日無料にした日、免除した日に来た人の数の分だけ払うということなのですか。それ、何かおかしいような気がするのだけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 実際は前回の例でとりますと、通常は今回の案件のような形になり、発生した場合には、指定管理者に対して変更理由の説明をまず行います。指定管理者の方から港区に対し、スポーツセンターの管理料に関する指定管理料の金額の変更についての協議書の提出があ

ります。その後、協議書をこちらが受領後は、こちらの生涯学習スポーツ振興課内での決裁をし、指定管理者に対して変更の協議についての回答書を提出します。回答書を受けて、今度10月22日、実際に区内の在住の個人利用者変更後の差額分というのを第4四半期の指定管理料に増額して補填するという流れになっております。なので、港区のスポーツセンター管理料に関する年度協定書の一部を変更するという起案を今後行うという形になるので、実際にこの当日に来た区内在住の該当する方たちの実績を踏まえて指定管理料を変更するというような形になります。

**○教育長** そういう、そこは協議の舞台にはのらないのですか。それはおかしいのではないのか。そこまで載っているのですか。実際にその日に使った分を補填しますというのがどこかに載っているのですか、協定書上。

**○生涯学習スポーツ振興課長** そうですね、協議する中にそういうことをするということが載っています。

**○教育長** 実際に、その積算の仕方。

**○生涯学習スポーツ振興課長** 積算ですか。積算は通常の、料金が一般の区民は500円で、高校生100円、小・中も100円というような利用料金がかかると決まっていますので、それに、その該当する日に利用になった方たちを掛け算して全体の額を出すという形、実績に基づいて出す形になっております。

**○教育長** そうすると我々の教育委員会側の努力によって、早く周知することによって、払う料金も増えるということですか。

**○生涯学習スポーツ振興課長** そうということになります。

**○教育長** それは、通常そこでオープンしたときの人数とか、だってそれ以上来たというのは、この慶祝とかお祝いだから行こうとか、無料だから行こう、そういうことで行く訳ではない。それはたまたま増えただけの話ではないのですか、通常よりも。だから通常、22日にどれぐらい来るか分からないですけども、無料にしない場合ですよ。その部分の金額を払うというのが普通ではないかなと思うのですけれども、そうっていないのですね、今の協定書は。税金を使うという意味で話していますけれども。

**○中村委員** そもそもその慶祝用で、こういう事態を想定していないと思うのですよ。契約の段階で。通常、例えば行政側の何か突発的な事情で使えなくなったとか、そういうことしか普通の契約書は想定していませんので。だから本来であれば、今教育長が言われたとおりで、こういう場合は通常のいわゆる1カ月分の平均とか、それぐらいを補填すればいいというような形に決めておくべきなのです、本来。こちらが営業というと言ったら言い方が変ですけども、そういうチラシなんかで職員があれすると増えたと。そこまで払わないといけないのかなというのがおそらく教育長の疑問だと思うのですけれども、確かにそれはそうなのですよ。だからそこは疑問はそのとおりだと思うのですけれども。あとは契約でどういうところまでフォローできているか。けどおそらく今の、ちょっと私現物を見ていないので分からないのですけれども、今の協定書からいくと、やはりその日に入った人の部分をもとにして払うという形に、解釈としてはならざるを得ないのではな

いですかね。

○教育長 それはどうなっているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 いずれにしても、指定管理者との協議になると思います。

○教育長 だから協議に委ねているのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうです。明確にその……。

○教育長 「実績分」とかないのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうです。なので変な話、指定管理者はもう損をするのはしようがないというふうに納得をしてすることもあるかもしれないですけども、それはやはりどうなのかなと思います。

○教育長 いや、損という訳ではなくて、何でプラスで払わないといけない。そっちを僕は言っているのですよ。だってこちらの努力ではないですか。あるいは、たまたまこういうことではないですか。さっき言っていたように、前回よりも早く周知できたので増えるかもしれないというのがすごい気になるのです。では、そうしないでもいい。区民にとっては早く周知した方がいいのだけでも。では、それを考えたらぎりぎりですら利用者来ないから、その分支払わなくて済むよねと、変な話にならないですか。そこを言っているのだから、協議の場に委ねられているのであれば、きちんと、今後あるかどうか分からないですけども、妥当な金額を協議して払ってもらいたいです。

○山内委員 なかなか今行き違っているみたいなので、もう少しそこを説明すると、確かにその委託業者に対して損をさせることは区からしたら不誠実になると思うのです。ただし、利用者が仮に例えば1.5倍に増えたとして、そこでその事業者がかけるコストがその日1.5倍になるとは思いません。だって管理コストとか運営コスト、人件費が1.5倍に増えることはないのです。多少増えただけで1.1倍とか、そんなものでしょう。ですからそれを考えると、必ずしも1.5倍に利用者が増えたから1.5倍全部払うという必要があるのかどうかということは、しっかり協議していいのだと思います。要は損をさせないようにするということ考えていけば、要はその日のコストをもとに考えていくということ考えれば、通常の休日の利用者の実績をもとにして、その金額を考えて、例えば仮にそれが大勢来たときにどれくらい追加コストが管理面でかかっているのか、それを考える。でも例えば大勢来たからといって、空調からプールの浄化の仕方から変える訳ではないでしょうし、人を余計にその日当日多く充てる訳でもないでしょうから、実はそんなにコストは変わらないということだと思います。そこを見て考えるべきことだと思いますけれども。

○中村委員 直近の火曜日の営業状態の平均とか、そういう金額で協議すべきなのではないですかね。

○生涯学習スポーツ振興課長 この日は祝日なので、平日と比べられない形になるので……。

○中村委員 これって祝日になっているのでしたっけ。

○生涯学習スポーツ振興課長 祝日です。

○中村委員 祝日になっているのですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○教育推進部長 意見を踏まえて、祝日のときに急に祝日になるので無料にしたというのが今回のケースですので、どういう費用負担がいいのかと、区民の税金ですので、それでちょっともう一度検討して協議したいと思います。

○教育長 お願いします。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第66号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第66号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第67号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 令和元年度港区指定文化財の指定について

○教育長 次に議案第68号「令和元年度港区指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは教育委員会資料ナンバー4をご覧くださいと思います。議案68号「令和元年度港区指定文化財の指定について」でございます。

1枚おめくりいただきまして「審議内容」につきましては、文化財保護審議会から答申を受けました有形文化財につきまして、港区文化財保護条例第4条の規定に基づきまして、港区指定文化財に指定をしますということです。答申文については添付のとおりでございます。

「指定文化財」につきましては4点ございまして、1点目は「旧公衆衛生院」で今、歴史館が入っている建物でございます。

2点目は「木造二天立像」でございます。こちらは、増上寺の方の有章院靈廟二天門というものが、この7月の終わりに門の修復作業が終わります。その修復をする際に、像を取り外しをしておいて、保存されておいた間に中身にマイクロスコープとかを入れて中を確認をしたところ、中に色々な記載、誰がつくって、いつつくって、何の像なのかということが書かれていたりということで研究が進みまして、これは指定に値するものではないかということで、今回こちらに挙げさせていただいております。

3点目ですけれども、こちら増上寺になってございますけれども、徳川秀忠の署判、諸法度でございますけれども、こちら平成元年に指定しておりましたものに追加をした方がいいものということで、徳川家の時代のもので、並べ称されるものなので、その中に追加をしましょうということで、追加ということで取り扱いをさせていただきますというふうに思っております。

4番目ですけれども、曲直瀬家古文書でございます。これ、106点ございまして、慶應義塾の

持ち物、所有になってございます。こちらはさまざまなものが、実は106点です。本当に歴史上に名だたる方々の色々なやりとりをしている古文書がありまして、そちらについて一つ一つ私どもの方も確認をさせていただいたところ、天皇からいただいているものであって、……その他からいただいているものだったりということで、そのときの色々な状況が読み込まれる資料ということで大変貴重だということで今回、指定に値するというふうにご審議いただいております。以上4点につきまして、今年度の指定文化財にしたいというふうにご考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第68号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第68号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告事項

### 1 港区幼児教育振興アクションプログラムの策定に向けたアンケート調査の実施について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「港区幼児教育振興アクションプログラムの策定に向けたアンケート調査の実施について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 これからただいま案件となりました「港区幼児教育振興アクションプログラムの策定に向けたアンケート調査の実施について」のほか、報告事項3、4、6、7の各計画のアンケート調査の実施について各所管から順にご説明、ご報告いたします。これらの報告事項は全て教育分野の個別計画策定の基礎資料とするアンケート調査についてですので、共通事項を私からご説明を差し上げます。

初めに、本日机上配布させていただきました横置き資料で「教育委員会個別計画策定スケジュール」というのをご覧ください。今回策定する計画につきましては、令和2年度以降に順次実施される新たな学習指導要領ですとか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了など、教育分野を取り巻く環境の大きな変化に対応していくものであることから、十分な時間をかけて検討を進めるため、本年度と来年度の2カ年にわたるスケジュールとなっております。既に学識経験者、公募による区民委員等を含む外部委員で構成される検討委員会と、区職員で構成する検討会を設置しておりまして、今回お示しするアンケート案につきましては、これらの検討会等を経て、ご意見をいただいた内容という考えのものとなっております。

ただし、幼児教育アクションプログラムにつきましては、公私立幼稚園で協議、検討を重ねて策定する行動計画という位置づけのため、公私立幼稚園の代表、教育委員会事務局の関係部課長で組織する公私立幼稚園によります協議会に内容を示しまして、ご意見を取り込んだものとなっております。

ます。

今後の予定でございますけれども、10月中旬から下旬にアンケートを発送しまして、その結果集計、分析結果などを12月から1月頃の検討会にお諮りしまして、その後1月下旬の教育委員会で調査結果をご報告させていただきます。次年度は策定方針の決定、計画素案の作成・決定、パブリック・コメントや区民説明会による意見集約と反映、計画案の審議・決定という流れで進めてまいります。

続いて、各報告資料の資料構成についてご説明いたします。港区幼児教育振興アクションプログラムのものを使って、参考にご説明いたします。

かがみには主に目的、調査対象者、スケジュール、前回調査時の回収状況などを掲載しております。調査対象者の人数は基本的に前回調査の回収率、回収数を参考に設定しております。調査対象人数はその数を増やす程、信頼性は高まりますけれども、ある程度の数を超えますと対象数を増やすことによる信頼性の高まりの幅が次第に小さくなってまいります。

一般的に300を超えると誤差はかなり抑えられるということですので、回収率を踏まえて、最低でもそれを超える設定とし、調査によってはインターネットモニターも併用いたします。

かがみの次には別紙1として「調査項目等」という資料を添付しております。こちらはアンケート調査項目の設定に当たっての考え方と調査項目との対応ですとか、調査項目を総括的にまとめた表を掲載しています。

その次に、別紙2として実際に使用するアンケート案を添付しております。今回のアンケートの文字の書体、フォントにつきましては、読みやすさ、見やすさに配慮して、ユニバーサルデザインフォントを使用しております。

共通事項に関する説明は以上でございます。

引き続きまして「港区幼児教育振興アクションプログラムの策定に向けたアンケート調査の実施について」内容をご説明申し上げます。

報告資料ナンバー1、かがみのページをご用意ください。「報告内容」及び「目的」については先程冒頭にてご説明申し上げたとおりでございます。

項番2「調査対象者」の箇所をご覧ください。この調査では、住民基本台帳から抽出した満2歳から満5歳までの子どもの保護者で、外国籍の方を含む合計1,000人の方を調査対象者といたします。項番6のところにも前回調査の結果を表示しておりますけれども、前回は発送数500ということで、回収率をかけますと回収数218件ということで、信頼性という点から少し心もとない回収数でございましたので、仮に前回程度の回収率でも400を超える回答率が得られるように、調査対象者数を前回の倍の1.2といたします。

次に、紙資料で多分A3の資料でお渡しされていると思っておりますけれども、タブレットでは18分の2の「調査項目等」というのをご覧ください。項番1に「アンケート調査項目設定に当たっての考え方と対応する調査項目」がございますけれども、今回のアンケートでは(1)にございますように、29年に新たな幼稚園教育要領が策定されておまして、いわゆる幼稚園教育要領について

は大体10年程度をめどとしたものということで文部科学省は設定しております。この改定のポイントとしては、幼稚園教育において育みたい資質や能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というのを明確化しております。なので今、幼稚園等に保護者が求める内容についても、この10の姿に対応するようにちょっと選択肢等に変更をしたりしております。

あとは(2)の小学校入学に向けての保護者の不安とかあったり、(3)に記載したように、学校教育推進計画の策定にも活用することを考慮に入れた設問の設計というように行っておりますけれども、ほかに幼稚園教育プラスアルファで保護者が求めていることなどをつかみまして、今幼稚園につきましては就園率自体は少しずつ低下をしております。ただ、幼児人口が増えているということで、まだ就園数としては減ってはおりませんが、この先6年というところを見越しますと、就園数も減ってくる可能性がございます。その中で、幼稚園教育プラスアルファでどういったことを保護者の方は求めているのかということも少し把握しながら、これからの幼稚園に求められる施策・取り組みを打つための基礎調査としたいというふうに考えております。

その何個か具体例としては、問8等につきましては、子どもが他者とどの程度かかわっているかということ聞いています。この設問では、親族だけではなくて子ども同士、家族、親戚以外の大人と子どもとのかかわり合いを聞いておまして、核家族化や地域におけるつながりの希薄化の影響等を分析したいというふうに考えています。単にかかわりの度合いを把握するだけではなくて、仮に母のみが子どもにかかわっているという傾向が見られるようであれば、いわゆるワンオペ育児になっているのではないかというふうに見ることもできると思いますので、幼稚園が支援センターになるような取り組み、これにつきましては幼稚園教育要領でも、そういった地域の支援センターになるようなことを求めていたりしますので、そういったところについてのきっかけとなるような取り組みを打ち出せないかということも検討の基礎としたいというふうに考えています。

問10の子どもの習い事につきましては、先程も申しあげましたように、幼稚園、保育園で得られるものプラスアルファで子どもに身につけてもらいたいものということで、幼稚園での取り組みにつながるものが出てくればというふうに考えています。選択肢の中で、語学、英会話教室とか、プログラミング教室については、新たな教育指導要領、学習指導要領での必修化に対する保護者の動向を把握するというところもあって、独立の選択肢としています。

港区の特色として、インターナショナルスクールに通っているお子さんが多いように感じております。正確な統計はございませんけれども、未就学児のうち、幼稚園や保育園等、区が補足、把握できるところに通っていらっしゃる方を除くと1,700人程度、ちょっと把握できないというところがあります。この中で、かなりの数がインターナショナルスクールを利用されているというのも港区の特色かと思っておりますので、そういった方がどういった幼児教育に対するニーズを持っているのかというのが把握できるように選択肢を増やしています。

それ以外につきましては、小学校に向けて不安に感じる事等についてお聞きしたりとかということで、小学校入学前教育ですとか、幼小連携の充実に向けて課題を提供するために問い等をつくってございます。主なところにつきましては以上でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 一つは、これはまず全体にかかわることなのですけれども、別紙1で調査項目などの表をつくってくださっている。前回とどこが違うかというところを教示してくださっていて非常に分かりやすくていいと思うのですが、今回のアンケート項目の順に並んでいて、新規のところは○、変更のところは△がついていますが、一方で前回まで項目としてあって、今回削除している項目というのが、これだと実は分からないのではないかと思うのですが、削除した項目というのがありますか。

○教育企画担当課長 前回から削除した項目としては、実は問8に集約をしたのですけれども、祖父母と同居しているかであるとか、子どもが祖父母とどのような場面でかかわっているか、高齢者とかがかわる機会があるか等につきまして、独立で聞いておりましたけれども、ちょっと聞き方を変えさせていただいて、問8に統合いたしました。

あと学校選択制についての設問というのも最後の方についておりましたけれども、そちらについては、直接幼児教育の方には関係がないというところで、ここは削除をしております。

○山内委員 今後のために申し上げれば、こういう対応表をつくるときに削除したのもきちんどこを削除したかというの載せておいていただくと、よりこの表をつくった意味が出てきますので、ぜひそういうところも配慮していただければと思います。

○教育企画担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 それからアンケート調査票の中でいくつか気がついたところを申し上げますと、細かいことはもう申し上げませんが、10ページのところで、幼稚園や保育園の降園後、どのように過ごしていますかという設問があるのですけれども、この設問に回答する人たちは問14の1と2の人たちだけなのです。だけど、これは3年インターナショナルスクールに通っていたって、要はそこにどこかに行って、インターナショナルスクールにせよ、幼稚園や保育園にせよ、帰ってきた後、どういうふうに過ごしていますかということなので、これは何も1、2に絞る必要はないはずで、1、2、と3の人が答えられるようにした方がいいと思います。

それからもう一つは「児童館等の子育て関連施設で過ごす」という選択肢がありますけれども、おそらく区の立場からすれば、これにしても区の施設で過ごしているのか、区ではない民間の施設で過ごしているのかということもきっと興味があるのではないかと思いますけれども、そういうところまで聞くのか聞かないのかということももう一回お考えになった方がいいというふうに思いました。

それからさっきの習い事の話なのですけれども、この辺はなかなか聞き方が難しいのですけれども、要は幼児教育の教室とかそういう部分で、1の学力が伸びないからということなのか、もう一つ港区だと、言ったら結構小学校の受験のための習い事というのが実は結構幼稚園でもありそうなのなのですけれども。要するに、現実を捉えようとするのであれば、そういうところまで……でつくる



際に、習い事といっても色々な習い事があるので、受験のためみたいなものまで聞いてしまってもいいのかなというふうには思いました。

**○教育企画担当課長** 問25につきましては、この意図としては、標準というか基本としている拠点というか、そういったところから抜けた後、降園した後というところの過ごし方ということですので、確かに山内先生のおっしゃるとおりインターナショナルスクール等についても答えられるような設問の方がよいのかなというふうに考えております。

また、民間か区かというところについては、ちょっと明確に選択肢上分けていませんので、ちょっとそこら辺も検討はしてまいります。

あとは10の幼児教育のところ、受験とに関しては、問11の1の学習だけでは学力や体力が伸びないからの中に溶け込ませているような形をとっています。そこについては確かに認識はしていましたが、そういった形で今の状況では溶け込ませています。明確に聞くべきかどうかというところはまた検討が必要かと思っていますので、また精査、検討をさせていただきます。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。

**○中村委員** 調査方法の関係なのですけれども、やはり回収率、あと回収数をやはりたくさん取りたいということであれば、紙ベースだけではなくて例えばネットといいますかメール等で回答ができるようなシステムにしたら結構、回収……。紙だと面倒くさいと思って、メールでしたら、メールでチェックをしてメールで返すというぐらいであればでもいいよという人は結構多いと思うのです。だから、そういうシステムがもしできるのであれば、一応紙で出して例えばメールで答えたい人は連絡いただいたらメールで送りますとか、個人情報がかかわる問題なので。だからそういうふうになれば、連絡1本いただければ、メールアドレスを教えてもらえればそこに送りますとかいうふうに対応ができれば、もっと飛躍的にかどうか分からないですけれども、回収率というか回収の数は上がりそうに思うのですけれども、その辺は実施はできないのでしょうか。

**○教育企画担当課長** 幼児教育振興アクションプログラムについては住民基本台帳の中から満2歳から満5歳までのお子さんがある方を抽出し、そこへ郵送させていただきますが、住民基本台帳上はメールアドレス等は把握できていないというところから、この調査においては郵送のみという形をとらせていただいています。確かにそういったインターネット調査も絡めてやるという方が回収率等は上がってくるのかなと思っていますけれども、実はこの3月に子ども・子育て支援ニーズ計画が、子ども・子育て支援ニーズ調査というのを子ども家庭支援部で行っていて、これはちょっと対象はずれますけれども、小学校就学前のお子さんをお持ちの方ということで、もう少しこちらより広いところとっているところでも、44%程度は回収できているというところがありました。それは郵送で44%程度回収されていたということで、当方が求めたい一定信頼性のある数というのは郵送でもとれるのかなというふうには考えています。

今回の調査に関してはメール調査等は入れられないかなというところが今現状なのですけれども、次回以降について、検討は進めたいとは考えます。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 おそらく今の中村委員のご指摘というのは、ネット調査の登録をしている人ということではなくて、郵便でこれを送るのだけれども回答としてはネット上でも回答できるような形をとってはどうかということだと思います。確かに最近そういうやり方もあります。ただ、その場合に難しいのは紙で出しているかネットで回答したか、両方出されてしまうとその人の分が二重になってしまうので、1人が一つを出しているというところを確認できるような何か仕掛けは必要になりますけれども、おそらく時間的には今回もう一回そこをつくり込むのは難しいと思いますが、今後の課題だと思います。

それから、せっかくなのでもう一つ質問すると、アンケートの中で問16とか問23、問20のように「1位」「2位」「3位」という答え方をさせている項目がいくつかあるのですね。こういうやり方ももちろんありますけれども、例えばそれぞれの回答の人が特にどういう項目を組み合わせで重視しているかとか見ていくときに、実は一つ一つの項目について重視の度合いを例えばゼロ、1から5の間で、あるいはゼロから5の間でとか、重視の度合いを数字で入れてもらうという方法もあります。ただその場合、全部5とか全部3とか一律に安易にやられてしまうとまた問題なのですけれども。本当に丁寧に、あとこの分析をしていこうとしたら、1、2、3位という聞き方と、例えばゼロから5点とかなんかで重視の度合いをそれぞれについてつけてもらうというやり方もあるのですけれども、そういう議論というのは、何か方法論上の議論というのはされましたか。あるいは検討はされましたか。

○教育企画担当課長 今回のアンケート調査に関しては、そういった今、山内先生がおっしゃったような検討というのは実際しておりません。今、私の方でお聞きして、確かにそういったやり方もあると思います。職員向けのアンケートなどについては、そういったものが多いなというように思いますが、例えばこの問23の場合は1から14までというという形で、そういった段階づけをしていると、区民の方にとっては書く数は多くなるということもありますので、どこを重点的に聞きたいか把握しながらやらないといけないのかなというふうに思います。これはちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思います。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 外国の方も含むと書いてあるのですが、比率も8%で80人程度。それは、その方に送るとというのが決定したら、その方の英語だったり中国語だったり、そういうふうなアンケート用紙の送り方をもちろんするのですか。日本語のみとか。

○教育企画担当課長 この住民基本台帳から外国人というふうに判定された方については、英語版と日本語版を双方一緒に送付させていただきます。確かに港区の場合、中国籍、韓国籍、朝鮮、台湾とかといった方が多い形になっているのですけれども、今回の調査について、前回もそうだったのですけれども、中国語版等については、作成をしていません。というのが、28年度だったと思うのですが、国際化に関する調査というのを別の部署でやっぴまして、中国、台湾とか、韓国の方については調査結果の中で、日本語が概ね読めるという方が80%ぐらいで、英語の理解度もかなり高い結果が出ていました。ということで、日本語と英語をあわせて送付させていただくことで、

概ねの方はご回答いただけるのかなというふうに判断しています。ただ、確かに港区の国際化に対する配慮として中国語やハングルについて、英語の次に対応していくということがございますので、予算を踏まえながら検討を進めていかないといけないところかなというふうに考えています。今回は日本語版と英語版を送らせていただきます。

○**薩田委員** 分かりました。

○**教育長** 今の関連で、ほかの計画日に一斉にやり出すではないですか。ほかの部署の、教育委員会外の。そこも同じようなやり方なのですか。区として統一性を持たせた方がいいと思うのだけでも。それぞれ計画によって、外国人の人の意見をよりとらないといけないものと、そうではないもので済むものもあると思うのですけれども、その辺は何か区としての統一的な扱いというか、例えばほかのところで実際にそういう扱いはないのだけれども、方針はないのだけれども、こうやっているというのが何か分かったら教えてほしいのですけれども。

○**教育企画担当課長** 今現状でほかの計画がどのような構成でやるかなどは、済みません、私、今把握をしておりませんので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○**教育長** 区としては、そういう方針があれば。

○**教育企画担当課長** 区としての方針も見てみます。国際化に関するところで、英語の次に中国語、ハングルというふうに対応していきますというのは見ていますけれども、こういったアンケート調査についてで区としての一定の方針があるというのは私、認識していません。ちょっと確認をいたします。

○**教育長** それを確認してもらいたいと思います。一方において予算というものもあるのだけれども。

それとあわせて聞きたいのは、この回答してくれる人たちの親切さというか、回答しやすいというもので、特定な人に聞く場合があるではないですか、設問の中で。例えばこれ、問17の関連のところはハイフン2とか、そういう形でしていない、ついていない。全部一律ではないですか。だから、そこもよく分からないところなのだけれども、例えばもうここで回答は終わりで飛んでくださいというのがたまに出てくるのだけれども、全部出ていない。全部が全部。飛ぶやつはもっとあるのだと思うのだけれども、そこがちゃんと書いていないところがあるので、それは実際に調査票をつくるときに、その回答しやすさ、親切さという意味でちゃんともう一回確認してほしいと思います。

○**教育企画担当課長** その観点でもう一度確認します。

○**教育長** それからもう一つ今と似たようなことなのだけれども、例えば9ページの問22、23、24なのだけれども、これは問14で2を選んだ人が、23、24と進むのでしょうか。例えば問22はこうですよ、23は「その保育園」「その」と書いてあるので読めるのだけれども、問14で2を選んだ人だなと分かるのだけれども、ここも書いてあげることによって分かりやすいし、ましてや問24なんて「今後」となってしまうから、誰が答えるのと。これもやはり2を選んだ人でしょう。

○**教育企画担当課長** それは、そのとおりですね。

○教育長 そこが何かつくり込みがまだ足りないところがあるなど。あわせて、どれだけ答えても  
らえるかは分からないのだけれども、非常に重要なのは最後の15ページの間38で「港区の教育  
全般についてご意見があれば記入してください」となっているのです。これしかない、スペース。  
これ、いっぱい書いてくれる人、おそらくそういう気持ちがある人は別紙にして書いてくれると思  
うのだけれども、これは少なくとも1ページはとってもらいたい。そういう書き手にとってという  
かアンケートを答える人にとって答えやすい、記入しやすいという工夫をしてもらいたいです。こ  
れ、ほかの計画が後で出てくるかもしれないですけども、全般に言えるかもしれないので、そこ  
はお願いします。

○教育企画担当課長 もう一度確認して修正します。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 第1位、第2位、第3位という形で聞いている部分というのは、これ第3位まで書け  
という趣旨ではないですよ。一つないし二つしかなかった人は1位だけとか2位までとかでもい  
いのですよね。それとも3位まで書けという趣旨ですか。

○教育企画担当課長 聞き方としては三つまでということにしていますので、三つ目がないとかど  
いうことも回答としてはあり得ます。

○中村委員 あり得るのですよね、それはちょっと明確にした方がいいのではないですか。何かデ  
ータとして、これは3位まで書かないといけないのかなと思うと、思っていないことも書いてしま  
う可能性があるのです。そうするとデータとしては信頼性がなくなるので、一つしかなかった人はも  
う1個だけでもいいですよ。二つあった人は二つ、3位まで書く必要はないですよというような  
ことを。三つまで番号を気にせず、二つの人は二つまででいいのかなという、そう解釈するのが一  
般的だとは思いますが、何か三つまで書かないといけないのかなと思う人もいそうな気が  
するので、ちょっとここはもう少し明確にした方がいいかなという気がします。みんな三つ答えて  
きてしまうような気がします。

○教育企画担当課長 分かりました。ちょっとその辺も検討します。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 港区生涯学習推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について

○教育長 次に「港区生涯学習推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」説明をお  
願います。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは教育委員会報告資料ナンバー3に基づきまして、「港区生  
涯学習推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」ご報告いたします。

項番1「目的」といたしましては、港区生涯学習推進計画の策定に向け、生涯学習に関する区民  
の実態や要望などを把握し、今後の生涯学習施策の検討に当たっての基礎資料とするためです。

項番2「調査対象者」です。調査対象者は、18歳以上の港区内の在住者・在勤者、外国人を含

む2, 500人です。調査対象者の内訳なのですけれども、住民基本台帳から抽出した18歳以上の人1,500人。「港区学校教育推進計画等策定に係るアンケート調査等業務」委託事業者が所有するインターネットモニターから抽出した18歳以上の港区在住者500人。同じく18歳以上の港区内在勤者500人ということになっています。外国人の内訳なのですけれども、住民基本台帳から抽出した1,500人のうち、港区の総人口に対する外国人登録人口の割合8%に合わせて、120人程度の外国人に調査を実施いたします。

項番3「調査項目・調査票」につきましては、後ほどご説明いたします。

項番4の「調査方法」です。住民基本台帳から抽出した18歳以上の人につきましては、調査票を郵送し、返信用封筒により回収いたします。インターネットモニターにつきましては、電子メールにて調査票を送付し回収いたします。

「スケジュール(予定)」に関しましては、先程の教育企画担当課長のご説明のとおりになります。

それでは、タブレット番号16分の3「調査項目等」。こちらにアンケート調査項目設定に当たったの考え方を書いておりますので、こちらを中心にご説明いたします。

まず項番1の(1)です。生涯学習の推進に向けた課題を検証するために生涯学習をしない、できない人々の実態を掘り下げるといふ点です。生涯学習をしない、できない人がどのような理由でそれをできないのかを検証し、より多くの方が生涯学習に取り組むことができるような施策を検証するために設定しております。

次に(2)です。前回の策定において計画検討委員会で意見がありましたのが、青年期に関する施策の充実を踏まえて、港区に必要な生涯学習を検証した方がいいという点でした。青年期というのは明確な定義はないのですけれども、概ね18歳から30歳とされております。この意見を踏まえまして、青年期の生涯学習として何が求められているのかについての検証をするために設問の選択肢を設定いたしました。

(3)です。国や区の動向を踏まえ、新規施策等(リカレント教育、地域学校協働活動推進事業)の展開の必要性についての検証という点です。リカレント教育につきましては、項番1の下に数行、米印で説明をしております。

最後に(4)ですけれども、平成29年度実施時については回収率が31.5%と低かったものですから、今回質問の項目を減らしまして、回答者が回答しやすくなるという点を工夫して回答率を上げることを目的といたしております。

今回の調査項目の主な点につきましては、以上となります。これらの設問等から、国や都の方向性も鑑みながら、港区としての生涯学習の課題や要望を捉えまして次期計画に反映してまいりたいと思います。

説明は以上です。

○教育長 ご質問をお願いいたします。

○山内委員 この内容を確認する上で、先程おっしゃった青年期18歳から30歳のところに注目するということですが、その理由はどんなことからなのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 理由は、前回策定するときに、検討委員の方から、青年期の施策についても充実が必要だという意見があったために、青年期の生涯学習として何が求められているのかということを設定として選択肢を設定したという部分です。

○山内委員 そのなぜ施策が必要なのかという、その根拠は全くないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 前回の生涯学習推進計画の中に、その年代に対する施策が薄いのではないかとということで、今回そこをどういう形に充実させることが必要かということを検証するためにこの質問を設けました。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 要は20代ぐらいの人たちの生涯教育は書き方が非常に難しく、つまりある割合の人はまだ大学に通っていて、ほとんど学校の中で完結する。それから、就職をしてフルタイムで仕事を始めると、今度多くの方は勤務時間中のオン・ザ・ジョブ・トレーニングの中での教育が中心になっていくという中で、そういう人たちについて区としてどういう施策をすればいいのかというのを考えていく。それを聞くというのは非常に難しいので工夫が必要だと思うのです。

もちろんそういう中でやるのだけれども、例えばそういうところでうまく就職できなかったりしてこぼれている人たちの問題とか、あるいはその会社でオン・ザ・ジョブ・トレーニングができる余裕がないところにいる人たちの問題とかある訳ですけれども、もし20代の人たちのところにもう少し目を向けて検討したいということであれば、何かそういうところまで含めて分かるようにしておかないといけないかなと思って今眺めていて。特に生涯学習の現状のところとかをどう捉えていったらいいのだろうなというのが、今見てて私もよく分からない。つまり、勤務時間中のトレーニングとか、学校での正規の課程での勉強とかと、それ以外とかをどううまく分けながら聞いていくかということをししないと難しくなるのではないかなと。自分たちが答えろと言われても、例えば問10-4なんて非常に難しいですね。おそらくここにいる方たちも、ほとんど毎日全ての時間昼間やっているし、でもそれ以外でまた外でやっているということもあるので、何か特に問の10-3、10-4あたりは、要するに勤務先とかで用意されてやっているものと、あるいは学校でやっているものと、それ以外でまた新たに自分から参加しているものに分けて聞かないと、今の課題に対しては、答えられるようなものがないのではないかなと思って今見ていました。

○生涯学習スポーツ振興課長 アンケートをとってからの結果でしかちょっとお答えしようがないのですけれども、一応青年期の年代のクロス集計によって色々な質問項目の検証が可能だと考えております。特に問15の選択肢の10というのは、地域活動、青少年団体などのボランティア活動の活性化や、活動の支援ということなど、青年期の年代でどういうことがニーズとしてあるのか、どういう人たちがどういう場所で何を必要としているのかというのは、クロス集計によって検証したいと考えております。

○教育長 難しいですね。

○山内委員 では、もう一つ申し上げると、とってみないと分からないというやり方は一番アンケートでは問題で、やはりとってみなければ分からないではなくて、とった結果分かるように設計を

しておかないといけないと思うのです。それができているかどうかだと思えるのですけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 とってみなければ分からないという発言は訂正させていただきます。クロス集計によって検証が可能だと考えております。

○教育長 その辺、今までの検討会とか検討委員会で議論はなかったですか、今のことに関して。色々な立場の人が検討委員会は特に入っていると思うので。

○生涯学習スポーツ振興課長 青年期についてのこうした方がいい、こういうことをアンケートに盛り込んだらというのは具体的にはございませんでした。

○教育長 いずれにしても、これはあれですか、委託事業者に各議題はつくってもらおうということになるのですか。こういうふうな意向で、こんな点こんな点をちょっと加えたいし、ここはもういかなと思っているのですけれどもと、大きくりの話をしてやってもらっているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 委託事業者に全部任せている訳ではなくて、検討会、検討委員会の中でのご意見を踏まえながら、より実現可能な形で、実態が分かるような形で、こちらの方も選択肢は精査いたしました。

○教育長 今の山内委員の意見をもう一回フィードバックして、それで結果として、今の意見をいただいて、さっき課長が説明したようにクロス集計においてそこは担保できますよというのが出れば、これやればいいし。そうでない。こういう意見が出たと伝えてもらって、もう一回確認してくれますか。難しいとは思いますが。どういう問いかけをすることによって、我々が求めているものが、あるいは前回の策定作業での委員会での委員方の答えに答えられるか分からないので、お願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 問1の質問のところなのですが、「男性」「女性」の2択で尋ねていますが、答えたくない場合というのは分かるのですけれども「どれにも当たらない場合」というのはどういうことですか。1の間です。

○教育企画担当課長 済みません。性別につきましては、今はLGBTの問題とかもありますので、「男性」「女性」を選びたくない方もいるので……。

○田谷委員 それは分かる。「どれにも当てはまらない」。

○教育企画担当課長 そこについては、ご自身の性に対する判断とかという部分もあると思いますので、文章的にはこういう形にしたのですけれども、意図としてはその「男性」「女性」というところを答えたくない場合について、選ばなくても構わないというような形で設計をしております。この「当たらない場合」というところが、ちょっと言葉としてあれですね。

○田谷委員 その辺が今、加藤さんがおっしゃったことを意識し過ぎていて、私は「当たらない場合」は、要らないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育企画担当課長 そうですね、尋ねても「答えたくない場合は選ばなくても構いません」で、すんなりいくのかなというふうにちょっと思いますので、各計画でそこは調整いたします。済みません。

○教育長 これこそ統一的な記載があるのではないですか。

○教育企画担当課長 済みません。今私の答え方に間違いがありまして、ちょっと訂正します。男女平等担当の方に確認をして、この表記でよいという、問題ないということで回答いただいて、この表記にしたという形になります。

○教育長 そうしたら、全部その方針に基づいてやっているのでしょうか。教育委員会だけではなくて。そうしたら教育委員会でそういう話があったということをお伝えしてくれますか。

○教育企画担当課長 伝えさせていただきます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

私の方から。3ページの「生涯学習の現状について」のすぐ下の方にこういった「生涯学習」とは何かと、そもそも論を説明してくれているので、これはいいと思うのです。感覚的にわかっているけれども、文部科学省の白書に載っかっていて、こういうことですよと理解した上で回答してもらおうというのはいいと思うのですけれども、ここさっき記入しやすさ、アンケートの答えやすさという意味で、ここにおいては例えば問いが飛ぶ場合があるではないですか。それが記載がないので、それを入れておいてもらえますか。ここは枝番でやってくれているのです。枝の枝までであるので、ちょっとこれを……。やっているうちに何となく分かるのだけれど、それはいいのか悪いのは別として。

次、これもいずれも共通項なのですけれども、さっき教育企画担当課長が全般的な説明の中で言っていたのですけれども、UDフォントでやっていますよというふうになっているのですけれども、問いかけだけで、この選ぶ選択肢はUDではないでしょう。

○教育企画担当課長 この選択肢についてもUDフォントの明朝体というのを使っております。

○教育長 そうなの、これ。明朝体みたいだけれども。

○教育企画担当課長 明朝体だと払いとかのところで少し薄くなってしまうところを多少こう厚めに表現したりということで、フォント名まで今すぐ出てこないのですが、UDフォントの中の明朝体というのを使用するように設定しています。

○教育長 UDフォントのよさがこれだと、あまり出ていないような気がするね。

○教育指導課長 おそらく間違いだと思います。UDではないと思います。

○教育長 明朝体みたいだよね。

○教育指導課長 UDは、三角の角のとめのところが三角にならないようにつくっているのですが、これは多分UDではないものが使われていると思います。

○教育長 そこはちょっと、UDフォントにしているよというのはすごくいいことだと思うのだけれども、答える人にとってこれもUD系明朝体というのかどう言うのか分からないけれども、それが本当に答える場合にとっていいのかどうかというのは考えて、その視点に立ってやってくれますか。問いかけはUDフォントだと分かるのだけれども。

○教育企画担当課長 選択肢はB I Z UD明朝というのになっているようなのですが……。B I Z、ビジネスのB I Zですね。ただ、確かに設問の大項目と選択肢とで、見た目のところがありま



すので、ちょっとまた検討して……。

○**教育長** 設問とそれから選択肢は若干変えた方がいいと思うのだけれども、要はせっかくそういう趣旨でUDフォントにしてくれたのだから、それが貫徹するような形で答えやすい、見やすいものにしてもらえればと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について

○**教育長** 次に「港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」説明をお願いします。

○**生涯学習スポーツ振興課長** では、最初のファイルの方に戻りまして「港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」ご報告いたします。

資料ナンバー4をご覧ください。項番1「目的」ですが、港区スポーツ推進計画の策定に向け、区民の実態や要望などを把握し、今後のスポーツ施策の検討に当たっての基礎資料とするためとしております。

項番2は、先程の生涯学習推進計画と同様のため、説明は省略いたします。

項番3につきましては、後程ご説明いたします。

項番4、こちらも先程の生涯学習推進計画と同様なので省略させていただきます。

項番5の「スケジュール（予定）」につきましては、先程の教育企画担当課長の説明のとおりとなります。

では、タブレット番号19分の3の「調査項目等」の「アンケート調査項目設定に当たっての考え方と対応する調査項目」について主なものを説明いたします。

項番1の（1）です。ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で盛り上がった「する」「みる」「支える」スポーツ活動を継続していくため、より詳細な区民ニーズを把握、課題を明確にするという点となっております。

（2）東京2020大会、スポーツを「支える」活動の継続に向けて、スポーツボランティア育成事業を充実するために、区民の興味、関心、参加しない理由を把握するという点を重点としております。

（3）です。「障害者スポーツ実施率」の数値目標の達成に向けて、実施状況の把握と課題検証を行うという点となっております。前回改定時に障害者のスポーツ実施率を定めたため、今回のアンケートにおいても実施状況と課題を把握するために調査項目を設けました。調査項目22番から26番がその項目になります。また、東京都の説明を引用することで、港区の状況との比較をできるようにしております。

（4）です。今年度、新たに総合型地域スポーツ・文化クラブ青山が設立いたしました。このことを踏まえまして、総合型地域スポーツ・文化クラブを初めとする地域スポーツの活性化に向けて

区民ニーズの把握を考えております。

最後に（５）と（６）です。今回の計画はラグビーワールドカップ２０１９及び東京２０２０大会後の計画となるため、関連した項目は削除し、回答者の回答しやすさを考えて、設問項目全体を精査した上で項目数を減らしました。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対し、それぞれ質問をお願いいたします。

○**山内委員** スポーツの推進計画の場合には、特に「する」スポーツという視点で考えると、本人の健康増進であったり、将来に向けた介護予防、身体的な機能の低下をできるだけ抑えるという意味合いもある訳ですけれども、この質問を見ていると、もともとその回答者がどのくらいの身体的な活動をしているか、医科学的であるかについての設問がないのです。例えば問１１がそれに当たるものとしてきっと考えてらっしゃると思うのですけれども、これは日数だけなのです。基本的には日数と、その一日当たりの時間の組み合わせで考えた方がいい。色々な生活習慣予防の取り組みの指針であったりあるいは研究であっても、やはりそれは時間と日数の組み合わせで見えています。それからさらに言えば、それがどの程度の強度なのかということも含めて見えています。それをどこまで詳細にとるかということは検討してよいと思いますけれども、もう少しその実際のその人の身体的な活動量がどのくらいかというのは、そういう先行の色々な調査、研究なども参考にしながら設問を設計した方がよろしいのではないかというふうに思います。

それからもう一つ、二つ目が「みる」スポーツの方で言うと、問１５と問１６が不整合で、問１５は「トップスポーツ」とは、何をもってトップスポーツと言うのかよく分からないのですけれども、トップスポーツとアマチュアスポーツなどと書いてあって、問１６は、見たいものはトップスポーツだけになっているのですけれども。基本的には、要はここで聞いているのはトップスポーツにしてもアマチュアスポーツにしても、アマチュアスポーツでもトップスポーツに当たるようなものもある訳ですけれども、きっとお金を払ってでも、見に行くようなスポーツということだと思うのですけれども、ここは整合性をとらせて、問１６もプロスポーツだけではなくて、アマチュアスポーツも含めて書いてよいのではないかなと思うのですけれども。

○**生涯学習スポーツ振興課長** まず最初の、身体的な活動量の部分で、問６の「あなたの身体状況」というのを今回、障害の有無とか運動の可否について答えていただいてクロス集計するような形になっておりますので、これがその先のアンケートの中のクロス集計で、どれぐらい運動をやっているかとかそういうところの検証となるのかと思うのですけれども、一応「身体状況」という形で、アンケートに答えてくださる方、その方がどういう形でスポーツをされるかという、運動をされるかということを知りたいというふうな形で見ていきたいというふうに考えております。

○**山内委員** よろしいですか。スポーツの推進の目的というのは、例えば中年期ぐらいで分かりやすく言うと、中年期ぐらいであれば多くの方はここで言えばみんな４に当たる訳です、さっきおっしゃったその問６で。そして問９で言えば多くの方が１「健康である」と答える訳です。ただ、そういう今、身体的には機能が低下してなくて、本人も健康状態はほどほど問題ないと自覚をしてい

るような人たち。だけれども、その人たちの中で実際の日常の身体活動量とか運動、スポーツの習慣というのは実はそれほど高くなくて、それが生活習慣病を多くすることにつながるとか、あるいは高齢者になったときに早く身体的な機能が低下してくることにつながると。だから、早い段階から運動、スポーツに親しんだりしながら身体活動を上げていこうというのが一つと、それからそれによって将来の機能の低下をできるだけ緩やかにしようということな訳です。ですから、問6と問9で、まずどう健康状態を認識しているか聞くのは大事なのですけれども、もう一つはどの程度の実際の活動量があるか、あるいは実際にどのくらい運動をしているか、それを聞くということがないと、今おっしゃったようなことを実際にここから見ていくことはできないと思います。

**○生涯学習スポーツ振興課長** 今の委員のご意見につきましては、また改めて検討し、できる限り質問の方に反映させたいと思います。

それから先程の「みる」スポーツの方につきましては、あえて16問内につきましては、国内・海外のトップスポーツの大会や試合という形に、具体的な表現に修正した経緯がございます、こちらについても先程のご意見を踏まえまして、表現としてどのようにするべきかどうかを確認し、必要があれば修正したいと考えております。

**○山内委員** やはり今はオリンピックやパラリンピックを入り口にしながら、できるだけ「みる」スポーツについてももっと広げていこうという動きがある訳です。ですから、そういう意味ではもっと広げて考えて。これだけだと例えば、では社会人野球とか学生野球を見に行く人とか、学生ラグビーを見に行く人はここを選ばないですよね。だけれども、そういうところまで広げて、スポーツを見る習慣を広げていくというのも大事な訳です。

**○生涯学習スポーツ振興課長** お金を払って見に行く人がどれだけいるのかというようなことを確認するというのであえてこういう大きい大会というものを設定したのですけれども、ちょっと今のご意見もございますので、内容についてはまた検討したいと思います。

**○山内委員** そうですよね。お金を払うということであれば、有料の大会というのはアマチュアスポーツでもいくらでもある訳ですから、少し広げてお書きになったらいかがでしょう。具体的に「お金を払って」ということでもいいですけども。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。

13ページから「地域スポーツの推進」ということで、スポーカルのことは記載されているのだけれども、ほかのところを注意書きで結構丁寧に説明しているではないですか。これスポーカルのところ「地域で自主運営するスポーツクラブである」というぐらいしかないのですね。ここはちょっと別立てできちっと説明した方がいいと思います。分かりにくいから。それもお願いします。

それから、小さなことなのですけども、同じ13ページの一番下の「プレーヤーとは、指導される側の人のことを指します」とは、ここではそういうふうな意味で使っているという意味でいいですか。

**○生涯学習スポーツ振興課長** ここでの限定での、この設問に答えるためにあえてつけた注釈としています。

○教育長 それでいいのですよね。一般的には、こうではないですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 6 港区立図書館サービス推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について

○教育長 次に「港区立図書館サービス推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、教育委員会資料のナンバー6をご覧くださいと思います。「港区立図書館サービス推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」でございます。

こちらにつきましては、これまで2計画だったものを一本化するということで、子どもと一般的な図書館サービスの方と2本を一つにしました。それを前回2本の計画として実施をしたアンケートをそのまま踏襲をして、実際は同じような項目というか種類のアンケート調査を実施しております。対象の相手も同じということで、続いて履歴もとれるような、数えられるよう考えてございます。

今後6年間を見据えまして、図書館の利用者がどういうふうに変わっていったのかと、我々の考え方からこのアンケートをつくりましたけれども、図書館を利用する人しない人、本を読むと人読まない人みたいな感じで二極化しているというふう到我々の方では捉えておまして、そういった二極化する前に子どもの幼少期の時の本のかかわり方から、さまざまな年代に対してのアプローチの仕方ということをどのように我々がとっていけばいいのかと。どういったサービスをしていくと、図書館を利用させていただきながら多くの方々に喜んでいただけるのかということを導き出したと思ひまして、今回はこういったアンケートをつくらせていただきました。

実際に状況をお話ししますと、貸し出しの冊数は横ばいなのですが、来館者数は減をしている状況です。前回の図書館サービスの要望に基づいてサービスを実施、提供したのですが、認知に差異があったりとか、子どもの方であれば親が本を読む場合であったり、読み聞かせをした子どもについては、子ども読書の習慣がついていると。大きくなるにつれ、家庭にあれば子どもは本を読み出すのだよということが分かってございまして、その勘定の中では電子書籍であったり、スマホであったり、タブレットであったり、ICTを活用したものが大きく関与しているというふうに通じた事項としては考えているところでございます。

その中で、図書館サービスの方につきましては、可処分所得であったり、時間であったり、ある方がどういうふうに通じられているのか。図書館を利用しない理由についてもお聞きしますが、図書館を利用する理由というのを聞いた方が、その理由をちゃんと説明ができて、人に説明して情報発信することで周知ができるとか、いい面もちゃんと聞いた上で利用していきたいというふうを考えてございます。

子どもの場合は、子どもの実際の行動と、親が望む行動にギャップがあるのかなのかということも大きく関係すると思ひます。親は本を読んでほしいと思ひているのですが、子どもは

本を読まないという状態について、どういうふうにこのギャップを埋めていけばいいのかという、電子化であったり、ICT、SNSを使うこの時代において、どういうふうに子どもたちにも本のよさ、魅力を伝えていったらいいのかということをしかりと把握した上で適切なサービスを提供していくべきだろうというふうに思っております、実際には本の持つ魅力の伝え方であったり、図書館を利用する魅力ということを本当に多くの方々に知っていただいて、多くの方々に利用していただきたい、そういった思いで今回はアンケートを作成させていただきました。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 まず一つ目は、実はもっとほかのアンケートのときにも聞いておきたかったことで聞き忘れたことをまず先に。インターネットモニターからの調査というのは、これ確か前回2年前の調査から始まって、そのときに私が申し上げたのは、住民基本台帳から抽出した人たちの回答と、抽出した人の回答者の属性と、インターネットモニターから抽出して協力してくれた人の属性、それからあとそれぞれの回答のパターンに実際に違いがあるのかどうかを確認しておくということが今後の調査に向けて必要だということを確認ご意見したと思いますけれども、実際に前回、2年前に色々な調査をやった後、その委託した業者にお問い合わせとか、そういう確認はされているかどうか、そういうことを今までにしてきたかということをも、どこの部か課が担当か分かりませんですけれども教えていただければと思います。

○図書文化財課長 こちらは私どもも前回の方からインターネットを使わせていただきました。確かに属性の方がどうなっているのかという記載がありまして、実際にインターネットの事業者さんの方で持っている属性というのはなかなか開示がされていないところもありまして、その部分について細かいことは実は分かっておりません。今回、そういった属性についてなかなか分からないところもありますので、我々にとっては区民まつりの方でブースを出した上で、図書館にいらっしゃらない方についてどういうふうなお考えをお持ちなのかということを知ることによって、補足的にインターネットの回答はどういうふうに動くのかとか、郵送の方でどういうふうに違うのかということをも我々はその間を埋めようというふうに考えて実施をしたいと思っております。

○山内委員 現時点では、色々な工夫で埋めるということでもいいと思いますけれども、今後インターネットモニターをどう活用しながらこういう調査を行っていくかということを考えると、登録者の属性は開示されないにしても、少なくとも回答されたものでどういうふうに違いがあるかというのを見ておくというのも今後インターネットモニターを活用していく上では非常に重要になりますから、これはその特定の調査のためにというよりも、その調査の枠を超えて、前回の結果で本当は確認をされておいた方がいいというふうに思います。

それから二点目で、この調査についてですけれども、私は非常に重要な価値のあるものであると思っております。特に子どもの読書習慣について、保護者と子どもと両方からとっていることはなかなか貴重なことで、そこから課題をあぶり出していこうと。それは図書館の活動だけではなくて、おそらく学校の教育現場の中でも色々な工夫のきっかけにもなるものなので、ぜひこれは生

かしていただきたいと思っている訳です。

その点でまず確認は、小学校5年生以上のアンケートについて、子どもと子どもの保護者にしますけれども、これは同じ家庭の中で子どもと保護者にといいことではないですか。それを突き合わせられるようにはなっているということによろしいでしょうか。

○図書文化財課長 そのとおりでございます。

○山内委員 ぜひ、同じ親子の組み合わせの中で分析ができるということは大事なので、そこは確実にできるようにしていただきたいと思います。

それからその上で非常に貴重な部分のデータなのですけれども、前回は500件で回答が150件ということになるのです。実は小学校の5年生から高校生までで、その年齢としても非常に幅が広くて、さらに親の読書週間とか生活の状況もかなり差があることを考えると、実はこの部分というのは150件だと十分どころが実は見られないまま終わってしまうというもったいなさがあるのです。それを考えると例えばこの部分は発送数を例えば1,500ぐらいにして、もっとこのペアの分析を大事にしていくということができないだろうかということが一つと、小学校5年から高3までやる必要があるか、それとも小5から中3ぐらいまでに狭めて、さらにそこを丁寧に見られるようにするかとかいうことも検討していいのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○図書文化財課長 郵送調査は、この回答数については大体300ぐらいが返ってくると本当はいいのかなと我々は考えております。そうするとこの割合、回収率からいきますと発送数を1,000にしていくことが一番妥当なのかなと思います。一方で、そうした場合に……の郵送料とかを含めて、どう考えていくかというときに、何かを減らすかという、なかなか減らすのも難しいだろうということで、この中でどうやっていく方が一番いいのかということをお考えさせていただきます。やはりこれを維持していくことがまず大事でということが一番です。ただ、今言われているとおり、なるべく多くの方々に回答していただけるようにということで、今後、発送数についても検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

一方で、あと中学校まででどうかという話があったと思うのですけれども、我々も中高生向けの事業が薄いよというふうにならざるを得ないところがあって、今回ビブリオバトルであったり、ポップバトルであったりということを増やしてきているところです。中高生の方も、区内の私立の高校を含めて、色々な方々の……で色々なお声を聞いておりますけれども、やはり我々としてどういったサービスを提供していった方がいいのかということ、そこあたりもやはり知っておきたいところがありまして、その枠の中で精いっぱい高校3年生までということでやらせていただいたというのが実情でございます。

○山内委員 確かに予算の制約の中でどうするかということだと思いますけれども、この調査というのはおそらく今後の学校図書館を中心にした教育で色々なところに生きてくる調査だと思うので、できればこれを増やせるように努力を、その課を超えて何らかの工夫ができるのであればいただければいいなというふうに思います。

○**図書文化財課長** 再度、この送付件数については少しでも多く送れるようにちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○**山内委員** それからあと細かいことは後で気がついたところはまた申し上げますけれども、例えばインターネットの利用とかスマートフォンの利用に関しての説明が、対象者によっては比較的包括的に分かるように書かれていて、片方での調査だとインターネットというふうに書かれていたり、逆にそうするとスマホの部分は落ちちゃう可能性もある。それからあと、物理的な実際の使用の時間が、一日当たりの時間の情報がある項目とない設問があったりということもありますから、そこを工夫されるとよいと思いました。

それからもう一つは、せっかく保護者に聞いている、つまり保護者の姿勢がどう子どもの読書週間に影響しているかということを知っていく訳ですから、保護者に対してある意味で自分の子どもが小さいときにどんな工夫をしたかというようなことを入れてもいいのではないかというふうに思いました。つまり、どういうふうに子ども時代に保護者が工夫をしていたか、その子ども時代のことをある意味で子ども本人からはその記憶があって、親からの工夫の認識がある。そして、それが今どういうふうに効いているかということですから、何かそういうところがもう少し見られるよう、あぶり出せるように、これはそんなに設問を増やさなくてできるので、もう一工夫をしていたらいいかなと思います。

○**図書文化財課長** インターネット等の評価の仕方であったり、聞く内容をちょっと精査をさせていただきたいと思います。

また、親の方が子どもの頃どんなことをやっていたのかというのは確かに貴重ななというふうに思いますので、設問を増やさないような内容で少し工夫させていただきたいと思います。検討させていただきます。ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

これから先という意味で、図書館に関するアンケートの方なのだけれども、いくつか視点としては捉えているもので、読書バリアフリー法の成立後の、新三田図書館もできるし、既存の図書館もそうなのだけれども、ここへの対応というのが本当に障害を持たれている方がどうなのか。それは必ずしも視覚障害者だけではなくて、そこがまだ弱いと思うのです。これだと何か一方的にうちがこうすればいいのかなというところで勝手にやるようになってしまうので、いやここが欲しいのでそこまでは求めないですよとかいう、次の施策に我々がやっていかないといけない命題がある訳ではないですか。そこへの後ろ盾になる、実際のニーズという面での部分はこのアンケートではちょっと弱いと思うので、それはちょっと工夫をしてもらいたいのですけれどもお願いします。

いいよ、やるということでしょう。お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 7 港区学校教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について

○教育長 次に「港区学校教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは資料ナンバー7をもとにご説明いたします。今回の学校教育推進計画の中には実は港区立学校情報化アクションプランもまぜ込んで一つの計画としてまとめていくという方向性がまず一つあるということをお伝えいたします。

まず最初に目的についてはもう時間がないので省略させていただきまして「調査対象者」です。これ母集団についてなのですけれども、母集団は満6歳から満11歳までの子どもが13,058人4月1日の時点でおりますので、母集団の保護者としては10,000人以上いるだろうということで考えています。そうしますと、標本的に考えたときには約380件以上あれば十分だということが確認されています。なので前回の調査では43%の方が小学生の場合は答えていますので、十分統計にたえられるだけのものになるだろうと。

続いて満12歳から満14歳ということなのですけれども、前回までは15歳までやっていたのですが、これ15歳はもう高校生になっているので、義務教育にいる保護者の方のみを対象に考え直しました。その際に12歳から15歳の子どもが5,076人、4月1日の時点でいました。ということは約5,000名以上の方が保護者としていらっしゃるだろうということをつえると、これもサンプル数として350件以上あれば十分だということで、前は405件集まっていますので、統計的には十分にたえられる状況だということをもう確認をしています。

その上で内容について精査をしてきた訳なのですけれども、内容については実は5月の時点で学識の先生方、具体的には中教審で委員長をやっていたりするような先生とか、あとは民間のシンクタンクにいらっしゃって今は子ども教育研究所をやられている先生から、国際的な活躍をされている先生、そしてICTの方の教育をやっていた現場にもいらっしゃった先生の4人の方をお招きして内容について精査をしました。精査した内容については別紙の1のところで、もう今は時間がないので読み上げませんが、そのような観点で見直しをしたところがございます。丸がついたところは新しいもの、三角がついたものは見直したもの。削除したものについては済みません、今回は載っていないのですけれども、具体的には、どうしてこの学校を選んだのですかとか、そういうような学校の選択の部分割愛させていただいて、これからの教育について必要なものは何なのかということで、中心にして考えています。その中では国際的な社会で活躍する子どもという視点が大事だろうということと、あとは実際塾や習い事の関係が多分子どもたちの生活をより大きく影響しているのではないかとこのところ、いくつか大事なところについて残していこうということで質問数を絞った結果がこちらのアンケート調査のものに落ち着いたものがございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が簡単過ぎます。

時間がないからというのではなくて、やはりこの別紙1-1のところの今、国際云々という話があったけれども、それをちょっと説明してくれますか。

○教育指導課長 はい。では別紙1のところをご覧ください。別紙1-1と1-2はよく似ており



ますので、これはまとめさせていただきます。

まずICT、つまり学校情報化のものを含む関係でICTに関するものについてどういうふうに捉えるかということと、障害者等多様な考え方について保護者の意見を把握しようということで、学校の教え方についての考え方がどうか、それから学習等で育むべき資質・能力の中で大切なものは何か、それから学校でのキャリア教育について、これからどうしていったらいいかということについての設問を新しくつくりました。

また、学習指導要領に掲げている「生きる力を」というのを保護者はどのように捉えているかということで、家庭でどのように「生きる力」を育てているかを把握したいということで、設問12でインターネットやゲームの利用についてのルールを決めているか、それから子供と一緒にいる時間がどのくらいあるのか、または子どもと他者のかかわりについて前は保護者ではなくて、祖父母とのかかわりについて限定していたのですけれども、子どもの人間関係を幅広く把握できるような設問と回答選択肢に変えさせていただきました。また、子どもが他者とどの程度かかわっているかということについても調査をしようと思っています。

また、今後の教育の方向性について保護者の意向ということで、今後の教育について何を大切にすべきかということについての意見ですとか、どのような社会情勢について子どもに関心を特に持ってもらいたいかというような親の今の、現代の気持ちを問うような設問を入れました。

また、「国際都市・港区」として国際感覚を持った児童を育てるためにという視点から、国際感覚を持って育てるために何が大切かということを知ることと、子どもを育成するためにどのような教育が効果的だろうかというようなご意見を伺うような設問にしています。

また、別紙1-3の方には子どもに関してということで、今のものを上書きするような形で実は質問をつくらせていただいています。学校生活にて児童や生徒の思いや考えについて把握するために学校の授業の進め方についてどうか。授業で自分の考えを発表する機会が欲しいかですとか、学校の先生に満足しているかどうか。学校で教えてもらいたい先生が何人いるかというようなこととか、どんなような先生ならよいと思うかというような先生に関するような項目や授業に関する項目。

さらに、児童・生徒の家庭での生活の様子ということで、家庭での親とのかかわりの度合いを把握するために、インターネットのゲームの利用はどのくらいか、インターネットの利用時間のルールは決まっているかどうか、保護者と一緒にいる時間はどのくらいかとか。あとかかわりの度合いは子どもの体験や自己肯定感や充実度に影響しているかどうかを確かめるために過去1年間でどのような体験をしたか、先生や自分についてどう思っているかなどの項目をつくらせていただいております。これらについて、これを周知をしながら課題についてあぶり出しをしていきたいということで設計しています。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 確認ですが、この小学校5年生と中学校2年生のアンケートは、これは学校を通じて

配布するということですが、これはどういう抽出の仕方です。どういう配布の仕方です。考えていらっしゃいますか。

○教育指導課長 区立小学校及び中学校で、全数調査ということで5年生と中学2年生の全員にやってもらって、当日欠席された方はもう仕方がないという捉え方でやっています。

○山内委員 これはそうしますと、調査票には学年を回答する欄がありませんけれども、それはもう回収の段階できちんと分けている。

○教育指導課長 学校ごとに返ってきますので、確実に分かります。

○山内委員 では、もう一つ。こういう生徒への調査は非常に大切ですけれども、一方で授業が面白いかどうか、理解できるかとか聞いている訳です。そういう意味では、表のところ、アンケート調査への協力をお願いのところに、ここにも封をして担任の先生に渡してくださいという形で、かなり気を使ったやり方にはなっていますけれども、内容についてはその学校の先生が見ることはないということも、安心して書いてもらえるように、そこは丁寧にはっきり分かるように書いておかれた方がいいのではないかと思いますけれども。

○教育指導課長 では、その点については加筆させていただきたいと思います。

○薩田委員 その小学校5年生と中学校2年生に宛てるアンケートというのは、どうして小学校5年生と中学校2年生にこうなったのかというか、その考えというか、お願いします。

○教育指導課長 前回の調査から小5、中2ということなのですけれども、ちょうどこれから中学の3年生や小学校6年生が受験に向かっていく時期なので、回答に対して、この忙しいのという思いの中でなってしまうと調査としてはよくないだろうということと、ある程度入ったばかりの子たちがやると学校生活になじんでいないということから、バランスをとると小5、中2がいいのかなというところで決めさせていただいております。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 その今、子どもに対してのアンケートの間2の「あなたは、学校生活が楽しいですか」というのと、間26の「あなたは、学校生活が楽しいですか」というのは、これは何か違いがありますか。間2と間26。

○教育指導課長 運動やスポーツについてというのは、実はこれは、こちらのスポーツとの関係の中で残ったもので、これについては同じなので。ただ、実は程度の違いを聞いているのが26なのです。間2については「とても楽しい」「あまり楽しくない」「まあまあ楽しい」ということで、四件法と五件法でちょっと違っているので、これについては精査をしてどちらかに合わせたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

9ページ目の中学校についてで、まずどこに通わせたいかがありますよね。

○教育指導課長 保護者向けのアンケートですか。

○教育長 そうそう、保護者向けアンケート。それで、10ページの間22というのは「その中学

校に」という「その」というのは問21でね。

○教育指導課長 そうです。

○教育長 これ何で枝番になってないのですか。これ実は、または逆なのではないの、問21-1と問22は。その辺がちょっと何か整理されていないなど。答える側にとってすーっと進むようなものになっていないと思います。

それからあわせて学校教育推進計画なのですけれども、小学校の方もそうなので、特に中学校は、その学校選択制については聞かなくていいですか、この中で。

○教育指導課長 今回は聞かないことにいたしました。

○教育長 その理由は。

○教育指導課長 その理由は、もう選択をしてしまっている子どもたちに対しての調査なので、保護者については多少違いますけれども、そういった状況なので、全く意に介せず選んでいる方、もう最初から私立と決めている方とか色々な方がいるので、もしやるのであればもう少し違う形の調査の方がいいのではないかというふうに我々は考えています。

あと学務課の方の別の調査があることも踏まえて、これは今回の学校教育推進計画の中ではとらなくてもいいという話になります。

○教育長 学務課の別の調査とは何ですか。

○学務課長 実際に希望票を書いてもらって集約する際にアンケート自体をとっているのです。簡単な1枚ペラのものなのですけれども、こういった理由で選択されましたかというような内容はとっています。

○教育長 では、そっちでフォローできるからここはいいというところの解釈でいいのですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 いいのですね。今までどおり選択制を向こう6年間に向けてやっていく、あるいは変えていく。結構大きな選択要素が出てくると思うので、今のアンケート調査で十分足り得るのですね。なぜかという、聞いている人たちは同じではないですよ。これから選ぶ人もいる。今選んだ人ももちろん必要と思う。それで大丈夫ですか、こっちの調査と。今後の向こう6年間の計画をつくるに当たって、そのアンケートで足り得るという理解でいいですよ。

○教育指導課長 実際に選ばれた方が最終的な判断としてどうしたかということを重く受けとめるべきだと考えていますので、学務課のその回答をこちらとは別途の統計で活用させていただきたいと思います。

○教育長 だから答えてくれるのは、そこで「大丈夫です」と言って。

○教育指導課長 大丈夫だと思います。

○教育長 説明し切れるのですよね。対象も違う、なぜそれを聞かなかったかという。聞いていない人たちに対して。大丈夫ですよ、それで。言い切れるのですよね、両課長。というのを聞いているのですよね。

○学務課長 大丈夫です。

○教育長 それ、責任を持ってくださいよ、本当に。出るから、これ議事録に載りますから、両課長がそう言いましたと。非常に重要なことなので、これ。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今、教育長がご指摘の選択制あるいは選択というものに対しての評価をどうするかというのは非常に重要だし、一方でこの調査としてそれをどうとるかというのも、また工夫が必要なのだと思います。例えばここで今通っている中学校に満足していますかという、満足についての設問はあるのです。ただ、満足度の研究なんかを見ていると、その選んだことへの満足を聞くというやり方と、選択をした結果についての後悔を聞くというやり方もあって。だから、例えば満足の項目はもちろん残しながら、もう一つ選択に対しての後悔の程度を、する部分があったかなかったかというようなことから見ていくという。そうすると、実はもっと丁寧にその課題というのが見えてくる可能性はあります。今回それをされるかどうかは別ですけれども、色々な利用者への満足度の調査のときには結構それは重要で、満足、やはり……書けると、後悔の度合いから聞くと課題が見えてくると思います。そういうことがありますので、それも考えられるといいかもしれないですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○田谷委員 僕も質問。保護者用の2冊の質問用紙、問6。保護者の方の就労等の状況についてお知らせくださいというのがおありで、保護者1番と2番があるのだけれども、これ母子家庭とか父子家庭の場合はどういう回答の仕方をすればいいのですか。

○教育指導課長 どちらか片方だけ回答していただければ。

○田谷委員 今、増田課長がおっしゃられた内容のようなことは、ここにただし書きで書かなくていいですか。

○教育指導課長 「同一世帯のうち主に子育てを担っている方2人までの状況を記入してください」と。お父様が担っている場合は「父」というところに○をつけますけれども、母2人で共同している場合には両方の名前が載るという仕組みですので、母子か父子かという聞き方はあえてしていないということです。

○教育長 これ「主に」2人までというのはどういう意味か分からないけれども、こういうのってありますか、普通。色々な調査で、この調査ではなくて。「主に」と言ったら1人ではないのですか。

○教育指導課長 いや、最近では2人でという方もいらっしゃる。

○教育長 だから「主に」はどっち。全く同じということはあまり聞かないのではないの。特にこういうふうに入れたというのは、色々な調査であるのですか、最近。

○教育指導課長 いや、これはないと思います。

○教育長 ない。そうすると何で。そこに理由があるの、入れたというのは。

○教育指導課長 どちらか片方の親御さんだけ書いてくれればいいということがまず一つ前提としてあるということと、あえて両方書いてくる方はどのぐらいいるのかということを押えています。

○教育長 それで何を求めるのですか、あえて2人を書くことによって、書いてもらうことによって、何か意図があるから、今まで1人だったのが2人にしたのでしょうか。この結果が欲しい訳ではないですか。だからそこを欲しい理由は何なのですか。

○教育指導課長 今までの保護者の方というのは、どちらの片方が「主に」という固定的観点、概念で答えていますけれども、そうでない柔軟な方がどのぐらいいるのかということを含めた状況が分かるということです。

○教育長 うん、だから分かってどうするのと思うのです。計画において、我々の施策において、どういうふうに反映させるのですかということ。

○教育指導課長 直接施策に反映をできるかどうかは分かりませんが、そのクロス集計の中で、両方の親御さんがかかわっている方で、あと例えば子どもの親御さんとかかわりなんかのところ、色々なところが出てきますけれども、お子さんとかかわっていますかと。問18ですかね。そういったところでどういうふうな影響が出るかというところをちょっと見てみたいと思います。

○教育長 そうすると関連していると、幼児教育アクションプログラムはそうなっているということですか。要らない、これは。

○教育企画担当課長 幼児教育アクションプログラムも同じ聞き方になっています。

○教育長 両方に聞いているのですか。

○教育企画担当課長 両方に聞いています。

○教育長 では、そこに意味がある訳ですね。

○教育企画担当課長 教育指導課長が今、話した内容と同じような内容になります。

○教育長 分かりました。では教育委員会としてオリジナルで今回やるということですか。そうしたら、聞かれたときにきちっとその区民も理解できるようにしておいてくれますか。分かりました、そういうことであればお諮りしましょうと。

○教育指導課長 では、もう一度言葉については精査していきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○山内委員 薩田さんに聞かれて、確かに答えにくいと思ったのが、問6は本来はきっと父親、母親がどういう状況かを聞きたい訳ですよ。単身の片方の場合もあれば、離別していない、両方そろっている場合もある。その場合に、家に時間のある専業主婦の場合もあれば、共働きもある。ただ、色々な家庭の状況を考えるとなかなか聞きにくいので、こういう聞き方をしているという理解でいいですか。

○教育指導課長 そういった配慮もしています。

○山内委員 ですよ。それで、ここで例えば父親と母親がいて、子育てを主に担っていると言ったときに、父親は単身赴任で例えば大阪にいます、それでお母さんだけが東京にいて子どもには常時接していますというような時は、答える人は両方の状況をちゃんと書いてくれるのかね。

○薩田委員 金銭的部分になってくる、重要だけれども、みたいな。

○山内委員 簡単な方、東京にいるお母さんの方だけのことを書くなら。これ書く人によって結構

悩んで迷ってしまうのではないかと思うのですが、そこはどのようなふうにお考えですか。

○教育企画担当課長 山内委員がおっしゃった例だと、おそらく母の方だけつくという形で、統計上は母子世帯のように見えてしまう可能性があるのですが、ちょっとそこら辺は難しいところなのですが、ちょっと検討して聞き方を考えないといけないかなと思います。そこまでのケースを今想定はしていなかったのですが、ちょっと確認して再検討します。

○教育長 何を聞きたいかをとるか、明確になるのはおのずから設問はそこなのではないの。だから、そこがこの就労等の状況とか子育てという言葉という同じ問いの中での言葉が出てくるから分からなくなってしまふね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ちょっと時間が延びたのですが、延長してやらせていただいてもいいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 次に「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告いたします。教育委員会報告資料ナンバー2です。

「報告内容」は、以前7月9日開催の教育委員会定例会にて報告した港区スポーツセンタープールの休止について、日程を変更するものです。もともとの休止日が10月21日から10月25日だったので、変更後は11月18日から11月22日までになります。

変更の理由なのですが、資料をお配りしておりますが、これはセキュリティの関係上非公開、非公表になっておりますので、この会終了後、回収させていただきます。

表のA3縦のものなのですが、真ん中が港区スポーツセンターのサブアリーナとプールの利用についての状況になっております。もともと想定していたのが、現在ラグビーワールドカップ予選を行っているところなのですが、決勝に進んでいく状況が、ここだと10月15日以降のところが決勝トーナメントの部分になるのですが、ここまでのプールの利用ということにはなっていなかったのですが、組織委員会からの要請によりまして、プールの方の利用も必要だということになり、今回の変更になったものです。

休止の理由については、前回と同じ水抜きによる安全点検、清掃、コーキング補修等であります。

「告示日」と「利用者への周知方法」につきましては記載のとおりになります。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

内容は変わってないのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○山内委員 これはこれでいいと思いますけれども、ある意味でプールにしても国内練習場にしても区民がふだん使っている。そこをその間不便をかける訳ですよね。そういう意味では、事後にそ

の間、区民の利用には色々不便をかけたけれども、区の施設がこんな形でそういう国際的なスポーツの活動、または国際交流に貢献できたのだというところを見えるように、プールを使った……の様子であったり、練習場での練習とかの様子とかの映像とかも少し撮らせてもらいながら、後でそれを、さらに使った人の、選手とかコーチとかのコメントとかもとって、区民にこういう使われ方をしたと発信していくということはぜひお考えになった方がいいと思います。それが今度またオリンピックにもつながるし、その先のスポーツ事業につながっていくから、ぜひそれはお考えください。

**○生涯学習スポーツ振興課長** オリンピック・パラリンピックと違いまして、ラグビーワールドカップについては組織委員会から色々な商標登録であるとか、広報の仕方であるとか、大変厳しい規定がございます。なので、今回のスポーツセンターの利用そのものについても、本当であれば非公開、非公表のものなのですが、こういう形でご報告させていただきますが、あわせてそのスポーツセンターをどのように選手たちが利用したもので、ある意味評価されているが故のこの利用だと思うのですが、今の山内委員にご意見いただいたことが、どれぐらい反映できるかについては検討させていただきたいと思います。

**○山内委員** これは当然その難しいというのは分かりますけれども、ですから事後にできるようなことをしておくということが一つと、当然港区は港区で、かなり区民にも不便を強いながら、かなり無償で協力している訳です。その協力している立場での言うべきこと、希望できることはあるし、それはラグビーの世界にとってみても、そういう形で実はラグビーに興味を持ってもらう。区民の人たち、地域の地元、日本の人たち、港区の人たちに関心を持ってもらうというのは、もともとのワールドカップのミッションと全然そぐわない訳ですから、そこはきちんとっていいと思いますけれども。

**○生涯学習スポーツ振興課長** 利用料金につきましては徴収いたします。ですので、使った分はきちりこちらの方もとらせていただきます。

先程の説明のように、何分組織委員会との折衝が非常に難航している状況なので、今のご意見は非常に重く受けとめたいと思いますので、どのように今後区民の方にこういったことをお知らせするのかについては、検討していきたいと思います。

**○教育長** よろしいですか。ほかにいかかでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 5 港区社会体育優良団体表彰について

**○教育長** 次に「港区社会体育優良団体表彰について」説明をお願いいたします。

**○生涯学習スポーツ振興課長** 「港区社会体育優良団体表彰について」ご報告いたします。委員会報告資料ナンバー5をご覧ください。こちらの報告資料ナンバー5のほかに、タブレット番号3分の2で「港区社会体育優良団体表彰要領」が添付されております。こちらの規定に基づきまして、スポーツ・レクリエーションの普及、発展に貢献し、区民の社会体育の振興に寄与した港区社会体

育団体を表彰いたします。

今回表彰する団体は1団体です。モダンバレエをやっている団体でして、会員数26名ということで、「女性」とあるのですが、主に小学生のお子さん、小学生以下のおさんが会員の多くなっております。

「表彰理由」につきましては、平成12年10月設立以来、利用しているのはスポーツセンターや芝浦港南区民センターなのですけれども、定期的な活動を行っていたり、「芝浦港南 ふれあいまつり」で発表することで、子どもたちの生涯スポーツへのきっかけづくり、地域の社会体育振興につながっているというものです。

「表彰日」は、10月14日「みなと区民スポーツ・体育祭」開会式において表彰いたします。

要領の第5条にございます「港区スポーツ運営協議会の意見を聴くものとする」につきましては、9月18日にこの表彰について同様の報告をいたしまして了承されました。

報告は以上です。

○教育長 これはいいですか、「机上回収」というやつは説明しなくても。

○生涯学習スポーツ振興課長 机上回収、こちらは今回の優良団体を決めるに当たっての調書になりますので、主な説明は先程申し上げたように、26名の団体でやっているものであり、財源は会費と入会金で運営しております。

以上です。

○教育長 ご質問をお願いします。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 8 後援名義等の8月使用承認について

#### 9 生涯学習スポーツ振興課の8事業実績について

#### 10 生涯学習スポーツ振興課の8月各事業別利用状況について

#### 11 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について

#### 12 図書館・郷土歴史館の8月行事实績について

#### 13 図書館の8月分利用実績について

#### 14 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について

#### 15 10月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の8月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の8事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の8月各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の8月行事实績について」「図書館の8月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の10月行事予定について」「10月教育指導課事業予定について」この8件の定例報告については配布の資料です。各報告について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。



○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。

○教育企画担当課長 幼児教育振興アクションプログラムの策定のところで、外国語の調書についての方針ということを探ねられました。区の方針としましては「港区行政情報多言語化ガイドライン」というもので基本は英語対応という形で、その他は必要性和効果を考慮して判断という形になっています。基本計画策定のための基礎調査も外国人を対象としています。調査票は日本語版と英語版を送付するという形で実施しているそうです。

以上です。

○教育長 ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会 10月11日金曜日午後1時半から開催予定ですので、よろしくお願ひします。

ご苦勞さまでした。

(午後12時25分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子